

介護医療院ことぶき 院内感染対策指針

1. 施設内感染対策指針の目的

この指針は、当施設における施設内感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応などの施設内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 施設内感染対策に関する基本的な考え方

(1) 施設内感染対策に関する基本的な考え方

当施設の院内感染対策は、施設内においては感染症に罹患しやすい高齢者が存在していることを前提に、手厚いケアを行う際に必然的に起こりうる利用者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての入所者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいたケアを実践する。あわせて感染症経路別予防策を実施する。又、施設内感染が発生した際には、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることが重要であり、施設内感染対策を全職員が把握し、指針に則った医療を提供できるよう本指針を作成する。

(2) 施設内感染対策委員会

施設内感染対策に関する施設内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど施設内感染対策活動の中核的な役割を担うために、施設内の組織横断的な施設内感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

施設内感染対策委員会は、院長、事務長、総看護長、各部署の責任者、その他感染対策委員会が必要と認める者で構成する。

委員会は毎月1回開催する。また、必要な場合委員長は臨時委員会を開催することができる。

感染対策委員会の委員長は（以下「委員長」という。）は院長が指名する。ただし、委員長が不在の場合は、医師がその職務を代行する。

委員会が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

所掌業務は、

1. 施設内感染の発生を未然に防止する予防対策に関すること。
2. 施設内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。
3. 施設内感染に関連し、職員の健康管理に関すること。
4. 施設内感染防止のために必要な職員教育に関すること。
5. その他必要と認められる事項。

とする。

なお、委員会の開催記録、職員研修など施設内感染対策活動に係る各種記録は委員長が行う。

(3) 施設内感染対策に関する職員研修について基本方針

- 1) 職員対象に研修会を年 1 回以上定期的に開催する。この研修会では施設内感染対策に関する教育と実習とを行う。
- 2) 必要な場合に、個別、部署単位、全職員を対象とした研修会を開催する。
- 3) 施設外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。
- 4) 研修の開催結果、又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

(4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

施設内感染とは、施設内で療養されている入所者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、施設内に勤務する職員が施設内で感染する場合も含まれる。

検査室は感染レポートの作成（週間・月間・年間で作成）を行い、委員長に報告、委員長は報告に基づき、スタッフへの情報提供を図るとともに、施設内感染対策委員会で再確認等を行う。

(5) 施設内感染発生時の対応に関する基本方針

- ① 施設内感染発生を疑われる事例が発生した場合には、その状況及び入所者への対応を院長に報告する。
- ② 必要に応じて対策委員会を開催し、速やかに発生原因の究明を行い、感染拡大の防止対策を行う。
- ③ 特定の感染症の施設内集団発生を検知した場合は、保険所等と連携をとって対応する。
- ④ 入所者及び家族に感染防止対策の必要性の説明を行い、感染対策同意書に署名、捺印をいただく。

(6) 当施設の施設内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、入所者又は家族の要望があればいつでも閲覧できる。

(7) 施設内の感染対策推進のために必要なその他の指針

1. 職員に施設内感染対策を周知する為、委員会が別に定めた感染対策マニュアルに基づいて感染対策を実施する。
2. 標準予防策の徹底を日常業務の中で習慣化していく。
3. 感染拡大防止のために使用するディスポ製品を備蓄する。
(紙おむつ、ディスポ手袋、サージカルマスク、ディスポシート、ペーパータオル、ゴミ袋等)